⑶　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

別表第十二号（第51条の11関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

請求者（注２）　郵便番号
住　　所
氏名又は名称
法人番号

［略］

（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　略］

２　請求者の欄の記載は、次によること。

⑴　代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

⑵　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［３・４　略］

別表第十二号の二（第51条の11の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長辺

［略］

申請者（注２）　郵便番号
住　　所
氏名又は名称
法人番号

［略］

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　略］

２　申請者の欄の記載は、次によること。

⑴　代理人による提出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

⑵　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

別表第十二号（第51条の11関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［同左］

請求者（注２）　郵便番号
住　　所
氏名又は名称

［同左］

（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　同左］

２　代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

［３・４　同左］

別表第十二号の二（第51条の11の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長辺

［同左］

申請者（注２）　郵便番号
住　　所
氏名又は名称

［同左］

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　同左］

２　代理人による提出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。